

感染症の予防及び蔓延防止のための指針

社会福祉法人 明老会

小笠原村高齢者在宅サービスセンター

(地域密着型通所介護、(介護予防)短期入所生活介護、訪問介護、
居宅介護、(介護予防)居宅介護支援)

小笠原村母島高齢者在宅サービスセンター

(地域密着型通所介護、(介護予防)短期入所生活介護)

感染症の予防及び蔓延防止のための指針

1. 感染症対策に関する基本的な考え方

社会福祉法人明老会が管理・運営する小笠原村高齢者在宅サービスセンターが行う地域密着型通所介護、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護、訪問介護、居宅介護、居宅介護支援又は介護予防居宅介護支援、及び小笠原村母島高齢者在宅サービスセンターが行う地域密着型通所介護、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護（以下、施設）において、感染症が発生または蔓延しないように、必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症対策指針を定め、利用者及び職員の安全を確保するための対策を実施する。

2. 感染症対策委員会の設置・運営

施設内の感染症（食中毒を含む）の発生や発生時の感染拡大を防止するために、感染症対策委員会を設置する。

(1) 感染症対策委員会の委員と役割は次のとおりとする

- ①施設長、副施設長・・・感染症発生防止のための総括管理、委員会の総括責任者
- ②管理者・・・・・・・・・・事業所全体の感染対策等の管理
- ③介護職員・・・・・・・・・・環境整備、備品の整備、利用者個々の心身の状態把握
- ④看護職員・・・・・・・・・・感染対策担当者、医療機関との連携、処置への対応
- ⑤介護支援専門員・・・・・・家族、医療機関、行政機関、その他関係機関への対応、報告
- ⑥栄養士・・・・・・・・・・情報収集と分析・各事業所への連絡及び報告

(2) 感染対策委員会の開催

①委員会は、概ね6ヶ月に1回以上開催するものとし、感染症の発生時には、必要に応じて臨時に開催するものとする。

②委員会の内容は次のとおりとする。

- 1) 施設内、事業所内の感染対策の策定
- 2) 感染対策のマニュアル作成・見直し
- 3) 職員への研修実施
- 4) 感染症発生時の対応策の決定

3. 職員研修

感染症対策の基本的な考え方及び具体的対策について、全職員を対象として周知徹底を図ることを目的に実施する。

(1) 研修の内容は、感染対策の基本的な内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づいた衛生管理的なケアの励行を行うものとする

- ①定期的な研修（年2回以上）を実施する。
- ②新規採用時に必ず感染対策研修を実施する。
- ③必要に応じて、個別、部署別に開催する。
- ④感染対策を目的とした各種講習会等の開催情報を周知し、参加希望者の参加を支援する。
- ⑤研修の開催結果、外部研修の参加実績を記録・保存する。

4. 平常時の対策

感染対策マニュアルに関する基本方針

- ①感染対策マニュアルに沿って手洗いの徹底、換気など感染対策に努める。
- ②感染対策マニュアルは事業所毎に整備し、職員へ周知徹底する。
- ③感染対策マニュアルは必要に応じて見直しを行う。

5. 発生時の対応

発生時の対応に関する基本方針

- ①施設内で感染症が発生したときは、感染症対策委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、対策を実施するとともに、その内容及び対策について、全職員に周知する。
- ②感染症発生の原因究明のため、周辺地域の感染情報を収集、把握し迅速な対応がとれるよう感染症に関わる情報管理を行う。
- ③報告が義務づけられているものについては、速やかに保健所等に報告する。

6. 閲覧

本感染症対策指針は、利用者及びその家族等の求めに応じて、いつでも閲覧できるものとともに、ホームページへ掲載する。

7. その他

感染症対策マニュアルは、最新の知見に対応するよう感染症対策委員会において、適宜見直し、改定を行うものとする。

附則 この指針は、令和 4年 12月 1日より施行する。

附則 この指針は、令和 6年 4月 1日より適用する。